

2014年度 診療報酬改定で、 医療が変わる

消費税増税に伴う
初診料等の引上げ、
回復期等の病床や
在宅医療の充実、
ジェネリックの普及促進
など

この4月から、「診療報酬」つまり医療行為ごとの公定価格が改定されました。この改定は2年ごとに行われ、医療提供体制等の充実が図られますが、患者にとつては受診のしかたにも影響するケースが出てきます。また、特に今回は4月の消費税増税引上げに対応した改定も行われたことから、患者や健保組合等の負担増にもつながります。

医療費は全体で0.1%引上げ

2014年度診療報酬改定

- 1 | 診療報酬本体 → 改定率 + 0.73%
- 2 | 薬 価 等 → 改定率 - 0.63%

消費税増税に対応して 改定された主な基本診療料

すべての患者にとって負担増となる初診料・再診料等の「基本診療料」が引き上げられました。医療そのものは非課税ですが、医療機関の仕入れや設備投資などに消費税がかかるためです。

初 診 料	
医科	2,700円 → 2,820円(+120円)
歯科	2,180円 → 2,340円(+160円)
再 診 料	
医科	690円 → 720円(+30円)
歯科	420円 → 450円(+30円)
調剤基本料	
	400円 → 410円(+10円)

医療はこう変わる

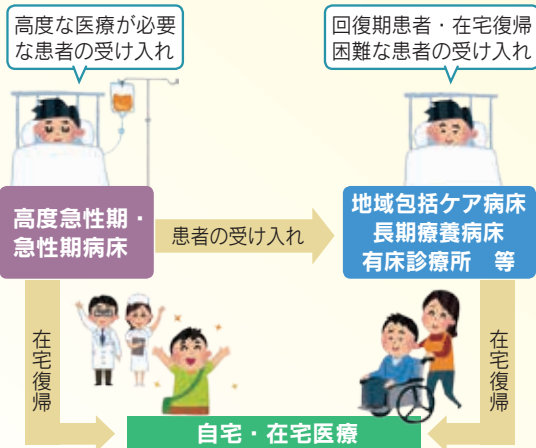
改定の主なポイント

団塊の世代が75歳になる2025年に向け、人口構造に対応した質の高い医療提供体制をめざして。

入院医療

- 重症患者向けの高度急性期・急性期病床は、高度な医療を提供する病院としての役割を明確にするため、要件が厳しくなり、病床数が削減されます。
- 一方、急性期を脱した患者や軽症の救急患者を受け入れて在宅への復帰を支援する地域包括ケア病床などが充実されます。退院から在宅へのスムーズな移行や、生活復帰に向けての支援が推進されます。

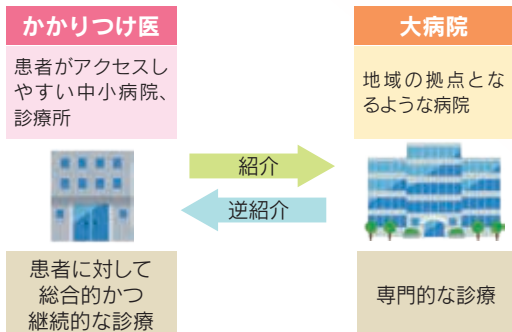
医療機関の機能分化・
強化を促進し、
在宅復帰を支援



外来医療

- かかりつけ医（主治医）機能を強化するため「地域包括診療料」が新設されました。支払いは定額払いになり、1人のかかりつけ医が継続的・総合的に患者を診ることにより、はしご受診や検査の重複などが避けられ、医療費節減効果が期待されます。
- 大病院への紹介状なしの外来を抑制し、中小病院や診療所からの紹介率や、逆紹介率を高めて連携体制が促進されます。

かかりつけ医機能を推進



在宅医療

在宅の患者サポート体制を充実

- 在宅患者の緊急入院に対応するため、200床以上の病院を対象にした「在宅療養後方支援病院」への評価が新設されました。
- 24時間対応、ターミナルケア等の実績がある機能強化型訪問看護ステーションが充実され、在宅での薬の管理や訪問歯科診療が推進されます。

充実が求められる分野の主な改正点

がん	医師・看護師・薬剤師が、がん患者の精神的なケアや抗がん剤の必要性の説明を行った場合の評価を新設。
精神疾患	急性期治療を充実させ、早期の退院支援を促進。
認知症	短期の集中的な認知症リハビリテーションを推進。
リハビリテーション	急性期病棟に専従の理学療法士などを配置しADL*の低下を予防。退院後の外来リハビリへの早期移行を推進。自宅での生活を考慮したリハビリを充実。
新規技術の保険導入	腹腔鏡下子宮体がん根治手術、光トポグラフィー検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助、腹腔鏡下スリーブ状胃切除術など65技術を保険導入。

* Activities of Daily Living：食事、排泄、移動、入浴等、自立した生活を送るための「日常生活動作」。

明細書の無料発行を促進

●400床以上の大病院における診療明細書の無料発行の義務付けに続き、400床未満の病院についても、2015年度末までに診療明細書を無料発行することが原則義務付けられました。

緊急手術等への対応の改善

●休日・時間外・深夜の緊急手術・処置や緊急内視鏡検査について、「休日・時間外・深夜加算」により、充実されます。

ジェネリック（後発）医薬品の使用促進

●ジェネリック医薬品の調剤率が高い薬局を重点的に評価するよう要件が変更されました。



●ジェネリック使用促進策①

新薬の「7割」の価格を「6割」に引き下げ

新薬に対して初めてジェネリック医薬品が発売される際の価格は、基本的に新薬の7割となっていました。今後（6月予定）は6割に引き下げられます。



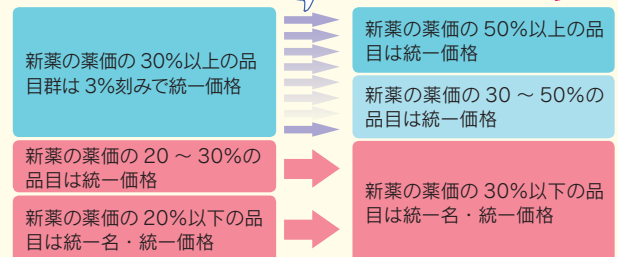
最初のジェネリック医薬品を、新薬の6割の価格へ

●ジェネリック使用促進策②

価格帯が整理され、わかりやすくなりました

ひとつの新薬に対してジェネリック医薬品が何種類もある場合、これまではいろいろな価格があつてばらつきがありましたが、4月からは最大で3種類の価格にわかりやすくとめられ、選びやすくなりました。

従来のルール



柔道整復（整骨院・接骨院）等の療養費も改定されました

柔道整復やあん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの療養費についても、消費税率上げに伴い4月から改定されています。診療報酬における消費税対応分の改定率を踏まえ、全体の改定率は+0.68%となりました。基本的な施術料を中心に引き上げられ、主な改定内容は次のとおりとなっています。

●柔道整復

初検料	1,335円→1,450円 (+115円)
再検料	295円→320円 (+25円)

●あん摩マッサージ指圧

マッサージ	270円→275円 (+5円)
変形徒手矯正術*	555円→565円 (+10円)

●はり・きゅう

初検料（1術のみ）	1,510円→1,610円 (+100円)
再検料（1術のみ）	1,230円→1,270円 (+40円)

*関節の機能低下や変形がある場合に、その機能回復のために行う徒手（手や足を使う）技術。

注) 2～3頁掲載の医療費等の金額について…患者負担額はこれらの原則3割となります。